

(令和5年第1回定例会6月第2回会議)

参考資料（議案関係）

議案参考資料

(令和5年第1回定例会6月第2回会議)

担当課(室)係

住民福祉課 福祉係

1. 議案名

議案第77号 かつらぎ町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

被災者支援の充実を図る観点から災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づく災害援護資金の貸付内容を変更するため、所要の見直しを行うものです。

3. 趣旨・目的

自然災害により被害を受けた世帯の生活の安定に資するため、近年の低金利の情勢を踏まえ、災害援護資金の貸付けに係る運用の見直しを軸に、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

主な改正内容

災害援護資金の貸付利率等の変更

【改正前】 年3%(保証人必要)

【改正後】 無利子(保証人不要)

(施行期日:公布の日)

経過措置:この条例による改正後のかつらぎ町災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条の規定は、令和5年6月1日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

制度の名称	災害弔慰金
災害対象	県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。 ● 災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が死亡した場合：500万円 ・その他の者が死亡した場合：250万円
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により死亡された方のご遺族 ● ご遺族の範囲 <ul style="list-style-type: none"> ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ. 上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）

制度の名称	災害援護資金																													
災害対象	県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害																													
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けします。貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="10" style="background-color: #c8e6c9;">貸付限度額</td> <td colspan="2">①世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td>ア 当該負傷のみ</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td>270万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全壊</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊（エの場合を除く）</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全体の滅失又は流失</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年（据置期間を含む）</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>年賦、半年賦又は月賦</td> </tr> </table>	貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ 住居の半壊	270万円	エ 住居の全壊	350万円	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円	貸付利率	無利子	据置期間	3年	償還期間	10年（据置期間を含む）	償還方法	年賦、半年賦又は月賦
貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合																													
	ア 当該負傷のみ		150万円																											
	イ 家財の3分の1以上の損害		250万円																											
	ウ 住居の半壊		270万円																											
	エ 住居の全壊		350万円																											
	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合																													
	ア 家財の3分の1以上の損害		150万円																											
	イ 住居の半壊		170万円																											
	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）		250万円																											
	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円																												
貸付利率	無利子																													
据置期間	3年																													
償還期間	10年（据置期間を含む）																													
償還方法	年賦、半年賦又は月賦																													
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 2. 家財の1/3以上の損害 3. 住居の半壊又は全壊・流失 ● 所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>市町村民税における前年の総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。																	
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額																													
1人	220万円																													
2人	430万円																													
3人	620万円																													
4人	730万円																													
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。																													

かつらぎ町災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○かつらぎ町災害弔慰金の支給等に関する条例 (昭和57年かつらぎ町条例第35号)</p> <p>(省 略)</p> <p>第3章 災害障害見舞金の支給 (災害障害見舞金の支給)</p> <p>第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に、法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該町民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。 (災害障害見舞金の額)</p> <p>第10条 (略) (準用規定)</p> <p>第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。</p> <p>(省 略)</p>	<p>○かつらぎ町災害弔慰金の支給等に関する条例 (昭和57年かつらぎ町条例第35号)</p> <p>(省 略)</p> <p>第3章 災害障害見舞金の支給 (災害障害見舞金の支給)</p> <p>第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に、法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。 (災害障害見舞金の額)</p> <p>第10条 (略) (準用規定)</p> <p>第11条 第7条から第8条までの規定は、災害障害見舞金について準用する。</p> <p>(省 略)</p>

改正後	改正前
<p>(利率)</p> <p>第14条 災害援護資金の貸付けに係る利率は、無利子とする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦又は月賦償還とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、令第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</p> <p>(省 略)</p>	<p>(利率)</p> <p>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</p> <p>2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならぬ。</p> <p>3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦又は月賦償還とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、令第13条第1項、令第8条から第10条までの規定によるものとする。</p> <p>(省 略)</p>